



[管理組合の運営が心配]

組合員の管理に関する関心が薄い

役員のなり手がいない

支出内容が不明瞭

居住者の高齢化が心配

管理費などの滞納者の増加が心配

長期修繕計画書を見直したい

快適なマンションライフ を支援します。

- 1.理事の負担が軽減できます。
- 2.管理組合運営の継続性が保てます。
- 3.理事会の運営が円滑になります。
- 4.理事の仕事がはかどります。
- 5.管理規約の適正化がはかれます。
- 6.建物設備の維持管理ができます。
- 7.組合員に自立性が芽生えます。

理事の精神的負担も軽減しながら、管理組合のレベルを向上させて、経験や情報量から長期的な視野にたてるマンション管理士を管理組合の運営に組み込むことは極めて有効で現実的な方法です。



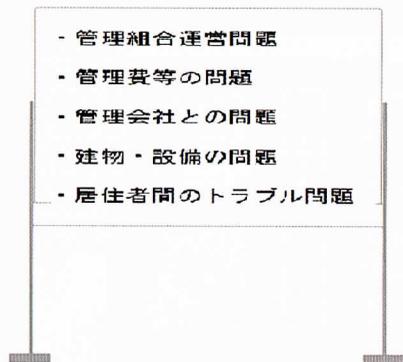
一般社団法人

東京都マンション管理士会
城東支部城東支部事務所
住所 東京都江戸川区西葛西
3-3-13-801

電話 03-6356-8690

FAX 03-6356-8690

URL:<http://www.kanrisi.org/joto/>



マンション管理組合の役員を対象とした、相談会・セミナーなども定期的を開催しております。お気軽にお問い合わせください。

東京都マンション管理士会城東支部は、足立区・江戸川区・葛飾区・江東区・台東区のマンション管理士で組織されたマンション管理の専門家集団です。きっと、あなたのマンションのお役に立ちます。

管理会社に不満がある方

管理委託契約書を確認してほしいとか管理委託はサービスにみあった金額かどうか分からないとか会計が不明瞭で困っているなど、お困りの方はご相談を！

当会は初回相談は無料です。

ご遠慮なくお申し込みください

電話 03-6356-8690

FAX 03-6356-8690



マンション管理士活用のメリット

マンション管理の総合コンサルタントであるマンション管理士の業務には、おもに次の二つの業務があります。

① マンションの管理運営をサポートする顧問などの継続的業務です。理事会や管理会社などが日常的に行う業務について、規約や総会の決議などに基づいて、円滑、適正に行われるよう、管理組合の立場に立って助言や指導を行うものです。それによって、管理組合は自主的運営を確保し、役員負担も軽減することができます。

② 規約の見直しや大規模修繕等の個別の業務のサポートです。理事会や専門委員会などが行う業務に関し、マンション管理士が公平性と透明性を持ってサポートすることにより、事業の円滑な推進や役員等の負担の軽減に寄与することができます。

管理組合の役員は、マンション管理の専門家ではなく、仕事をしながら交替で務めることが一般的で、マンション管理の専門家を活用することは、極めて合理的な運営方法であると考えます。

マンション管理士とは

マンション管理士は、専門知識をもって管理組合の運営、その他マンションの管理に関して、管理組合の管理者等又はマンションの区分所有者などの相談に応じ、適切な助言や指導、援助等のコンサルティング業務を行います。マンション管理のスペシャリストとして、管理組合の立場でマンション管理に関する様々な問題の解決をサポートする国家資格です。